

水道料金等減免要綱

(平成28年7月15日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市水道事業給水条例施行規程（昭和33年西宮市水道事業管理規程第6号）第20条の2に規定する水道料金等の減免（以下「減免」という。）について、必要な事項を定める。

(申請日)

第2条 減免申請書の申請日とは、西宮市長若しくは西宮市福祉事務所長が申請を証明した日付とする。

(減免先住所)

第3条 減免は、原則として減免対象者の住民票の所在地に限り行うものとする。

(減免対象)

第4条 減免は、次の各号のいずれかに該当する建物に居住する減免対象者が属している世帯について適用する。

- (1) 一戸建て住宅
- (2) 次に掲げるいずれかに該当する共同住宅
 - (ア) 各戸検針徴収契約を締結している建物
 - (イ) 直結増圧給水が行われている建物
 - (ウ) 戸数計算を適用している、又は戸数計算が適用可能な建物

(減免対象外)

第5条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定される第1種及び第2種社会福祉事業によって設置された施設の入所者又は入居者が属している世帯については、減免を適用しないこととする。ただし、前条第2号に規定する要件を満たす場合は、この限りではない。

付 則

この要綱は、平成28年8月1日から実施する。